

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 5 号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 4 号に掲げる者」を「法第 9 条第 1 項もしくは秋田市農業集落排水施設条例第 6 条に規定する供用開始の公示の日又は秋田市個別排水処理施設条例第 7 条の規定による設置完了の通知を受けた日から 3 年以内の工事に限るものとし、また第 4 号に掲げる工事」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（助成金の額）

第 6 条 助成金の額は、1 戸 4 万円とし、1 戸 1 件とする。ただし、貸家、アパート、併用住宅等で改造しようとするくみ取便所の便槽又は浄化槽の数が 2 以上ある場合は、総額が 20 万円を超えない範囲内において当該くみ取便所の便槽又は浄化槽 1 につき 4 万円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る資金の助成について適用し、同日前

の申請に係る資金の助成については、なお従前の例による。